

就労継続支援B型 ミシン工房 道の空 工賃支給規定

(目的)

第1条 本規定は、株式会社 道が運営する就労継続支援B型 ミシン工房 道の空（以下「事業所」という。）において、生産活動に従事した利用者に対し支給する工賃について、その算定および支給基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に対して支給するものをいう。

(作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則として午前10時から午後3時までとする、2 所定作業時間において、個別支援計画に基づき実施した作業について、休暇、昼休み、掃除等を除いた時間を作業時間とする。3 作業時間は4分割し、それぞれを1作業単位とし、当該月の作業単位数に応じて工賃を支給する。4 利用者本人の希望により、あらかじめ昼食費等を工賃から控除する場合は、工賃支給額から当該費用を差し引いた額を支給する。

(工賃の支払方法)

第4条 工賃は、原則として通帳振り込みにより、直接利用者に支払う。2 工賃の受領については、領収書への押印または署名により確認するものとする。本人による押印または署名が困難な場合は、代理人による対応を認める。

(工賃の計算期間及び支払い日)

第5条 工賃の計算期間は、毎月1日から末日までの1か月間とする。2 工賃の支払い日は翌月25日とする。ただし、支払い日が休日にあたる場合は、その前営業日に支払う。

(工賃算定)

第6条 工賃は障害者総合支援法の定めるところにより、生産活動に係る事業収入から生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を原資として支給する。

(工賃単位)

第7条 作業単位は、時間区分をそれぞれ1単位とする。 ①10時00～10時50分 ②11時00～11時50分 ③13時00～13時50分 ④14時00～14時50分

2 施設内における職員および関係機関との面談、職員の指示による活動等により作業ができなかった場合についても、当該時間を作業に従事したものとして取り扱う。

(作業工程部分)

第8条 作業工程は、内容により以下のとおりとする。

(1) 工程区分A：軽作業、内職作業

(2) 工程区分B：組立、検品、下処理作業等

(3) 工程区分C：ミシン等の機器を使用する縫製作業、仕上げ作業等

(4) 工程区分D：修繕作業、製品製作補助、仕上工程等

2 作業工程の割り当ては、本人の希望、体調および作業状況等を考慮し、特定の利用者に固定されないよう配慮する。

(その他)

第9条 本規定に定めのない事項および工賃に関する詳細事項については、法人および事業所管理書の協議に基づき定めるものとする。

附 則

1 本規程は、令和6年4月1日より施行する。